

令和8年2月

熊本県議会定例会議案

(当初予算関係)

熊 本 県

議案目録

第 46 号	令和8年度熊本県一般会計予算	(1)
第 47 号	令和8年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算	(30)
第 48 号	令和8年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	(33)
第 49 号	令和8年度熊本県収入証紙特別会計予算	(37)
第 50 号	令和8年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算	(40)
第 51 号	令和8年度熊本県港湾整備事業特別会計予算	(44)
第 52 号	令和8年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算	(48)
第 53 号	令和8年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算	(52)
第 54 号	令和8年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算	(56)
第 55 号	令和8年度熊本県林業改善資金特別会計予算	(59)
第 56 号	令和8年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算	(62)
第 57 号	令和8年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算	(65)
第 58 号	令和8年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算	(68)
第 59 号	令和8年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等 特別会計予算	(73)
第 60 号	令和8年度熊本県公債管理特別会計予算	(77)
第 61 号	令和8年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算	(81)
第 62 号	令和8年度熊本県下水道事業会計予算	(84)
第 63 号	令和8年度熊本県電気事業会計予算	(87)
第 64 号	令和8年度熊本県工業用水道事業会計予算	(89)
第 65 号	令和8年度熊本県有料駐車場事業会計予算	(92)
第 66 号	令和8年度熊本県病院事業会計予算	(93)

第 46 号

令和8年度熊本県一般会計予算

令和8年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 935,335,562千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 県 稅		千円
		177,985,266
	1 県 民 稅	55,986,434
	2 事 業 稅	49,069,455
	3 地 方 消 費 税	36,079,831
	4 不 動 产 取 得 税	4,897,714
	5 県 た ば こ 税	2,207,659
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	626,856
	7 軽 油 引 取 税	7,234,080
	8 自 動 車 税	21,739,487
	9 鉱 区 税	10,911
2 地方消費税清算金	10 獣 猶 税	15,632
	11 産 業 廃 棄 物 税	117,207
1 地方消費税清算金		103,328,234
		103,328,234

款	項	金額
		千円
3 地 方 譲 与 稅		38,124,292
	1 特別法人事業譲与税	35,799,200
	2 地方揮発油譲与税	1,827,151
	3 石油ガス譲与税	57,300
	4 自動車重量譲与税	256,402
	5 森林環境譲与税	167,860
	6 航空機燃料譲与税	16,379
4 地 方 特 例 交 付 金		7,628,112
	1 地方特例交付金	7,628,112
5 地 方 交 付 税		243,332,156
	1 地方交付税	243,332,156
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		224,963
	1 交通安全対策 特別交付金	224,963
7 分 担 金 及 び 負 担 金		4,897,876
	1 分 担 金	493,586

款	項	金額
		千円
	2 負 担 金	4,404,290
8 使用料及び手数料		8,929,899
	1 使 用 料	6,330,034
	2 手 数 料	2,599,865
9 国 庫 支 出 金		136,069,942
	1 国 庫 負 担 金	50,511,261
	2 国 庫 補 助 金	83,856,379
	3 国 庫 委 託 金	1,702,302
10 財 産 収 入		2,940,957
	1 財 産 運 用 収 入	1,410,993
	2 財 産 売 払 収 入	1,529,964
11 寄 附 金		557,096
	1 寄 附 金	557,096
12 繰 入 金		62,436,003
	1 特 別 会 計 繰 入 金	226,316

款	項	金額
		千円
	2 基 金 繰 入 金	62,209,687
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		59,965,765
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料 等	145,792
	2 県 預 金 利 子	242,500
	3 貸 付 金 元 利 収 入	48,770,013
	4 受 託 事 業 収 入	1,450,679
	5 収 益 事 業 収 入	2,468,505
	6 雜 入	6,888,276
15 県 債		88,915,000
	1 県 債	88,915,000
歳 入 合 計		935,335,562

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,403,831
	1 議 会 費	1,403,831
2 総 務 費		65,268,383
	1 総 務 管 理 費	35,079,378
	2 企 画 費	13,119,919
	3 徴 税 費	8,439,728
	4 市 町 村 振 興 費	3,192,854
	5 選 挙 費	271,822
	6 防 災 費	4,276,993
	7 統 計 調 査 費	484,934
	8 人 事 委 員 会 費	207,265
	9 監 査 委 員 費	195,490
3 民 生 費		109,595,035
	1 社 会 福 祉 費	58,989,214

款	項	金額
		千円
	2 児童福祉費	44,409,212
	3 生活保護費	4,991,404
	4 災害救助費	1,205,205
4 衛生費		61,082,112
	1 公衆衛生費	46,585,690
	2 環境衛生費	11,343,970
	3 保健所費	1,738,806
	4 医薬費	1,413,646
5 労働費		3,457,964
	1 労政費	228,906
	2 職業訓練費	2,891,419
	3 失業対策費	212,116
	4 労働委員会費	125,523
6 農林水産業費		63,533,122
	1 農業費	15,945,939

款	項	金額
	2 畜 産 業 費	3,332,533
	3 農 地 費	23,644,899
	4 林 業 費	15,073,067
	5 水 産 業 費	5,536,684
7 商 工 費		64,475,449
	1 商 業 費	51,102,263
	2 工 鉱 業 費	11,361,877
	3 觀 光 費	2,011,309
8 土 木 費		89,579,804
	1 土 木 管 理 費	3,077,602
	2 道 路 橋 り よ う 費	42,723,130
	3 河 川 海 岸 費	27,720,975
	4 港 湾 費	7,283,481
	5 都 市 計 画 費	6,564,254
	6 住 宅 費	2,210,362

款	項	金額
		千円
9 警 察 費		46,297,420
	1 警 察 管 理 費	40,777,737
	2 警 察 活 動 費	5,519,683
10 教 育 費		166,036,141
	1 教 育 総 務 費	42,487,460
	2 小 学 校 費	37,529,116
	3 中 学 校 費	22,882,762
	4 高 等 学 校 費	36,115,481
	5 特 別 支 援 学 校 費	15,252,605
	6 大 学 費	1,868,165
	7 社 会 教 育 費	2,424,965
	8 保 健 体 育 費	7,475,587
11 災 害 復 旧 費		37,099,645
	1 総 務 災 害 復 旧 費	83,334
	2 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	19,396,946

款	項	金額
		千円
	3 商工災害復旧費	157,546
	4 土木災害復旧費	17,131,657
	5 警察災害復旧費	14,112
	6 教育災害復旧費	316,050
12 公債費		114,797,531
	1 公債費	114,797,531
13 諸支出金		112,309,125
	1 繰出金	14,839,754
	2 ゴルフ場利用税 交付金	438,800
	3 利子割交付金	848,326
	4 地方消費税 清算金	35,479,782
	5 地方消費税 交付金	51,918,818
	6 配当割交付金	1,224,304
	7 株式等譲渡所得割 交付金	1,716,234
	8 軽油引取税 交付金	1,922,982

款	項	金額
		千円
	9 所得割交付金	210,611
	10 環境性能割 交付金	79,860
	11 法人事業税 交付金	3,629,654
14 予備費		400,000
	1 予備費	400,000
歳出合計		935,335,562

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 県庁舎昇降機設備改修事業 熊 本 市	令和 9 年度	千円 608,190
2 県庁舎受変電設備改修事業 熊 本 市	令和 9 年度 ～令和10年度	1,416,028
	年次別内訳 令和 9 年度 令和10年度	566,411 849,617
3 県立劇場施設整備事業 熊 本 市	令和 9 年度	3,837,644
4 県立劇場施設賃借	令和 9 年度	17,100
5 東京事務所職員宿舎等賃借	令和 9 年度	1,080
6 防災消防ヘリコプター配備関係業務	令和 9 年度	36,536
7 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例 (昭和34年熊本県条例第38号)に基づく令和 8 年度における身元保証契約に伴う損害賠償	令和 8 年度 ～令和11年度	4,500
8 清水が丘学園整備事業 熊 本 市	令和 9 年度	3,737
9 医師修学資金貸付 医師修学資金貸与条例 (平成20年熊本県条例第45号)に基づく貸与契約に伴う修学資金の貸付け	令和 9 年度 ～令和13年度	57,435
	年次別内訳 令和 9 年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度	11,487 11,487 11,487 11,487 11,487
10 職業能力開発拠点整備事業 熊 本 市	令和 9 年度	73,029
11 障がい者訓練委託業務	令和 9 年度	4,471

事 項	期 間	限 度 額														
12 離職者訓練等委託業務	令和 9 年度	千円 188,155														
13 農地売買等支援事業等損失補償 菊池地域農業協同組合（以下「JA菊池」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に2億5,000万円を限度額として農地売買等支援事業等資金を融資したことについて損失を受けた場合、県がJA菊池に行う損失補償	令和 8 年度 ～令和18年度	250,000														
14 農地売買等支援事業損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に11億5,000万円を限度額として農地売買等支援事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	令和 8 年度 ～令和18年度	1,150,000														
15 農地中間管理機構条件整備損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に1億2,287万5千円を限度額として農地中間管理事業に係る条件整備資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	令和 8 年度 ～令和18年度	122,875														
16 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、令和 8 年度において総額50億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	令和 9 年度 ～令和29年度	567,287														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>農 協 銀 行</td> <td>15年 以内</td> <td>年1.30 % 以内</td> </tr> <tr> <td>共 同</td> <td>農 協</td> <td rowspan="2">20年 以内</td> <td>年1.30 % 以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>銀 行</td> <td>年0.80 % 以内</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	期 間	利子補給率	個人	農 協 銀 行	15年 以内	年1.30 % 以内	共 同	農 協	20年 以内	年1.30 % 以内		銀 行	年0.80 % 以内
区 分	期 間	利子補給率														
個人	農 協 銀 行	15年 以内	年1.30 % 以内													
共 同	農 協	20年 以内	年1.30 % 以内													
	銀 行		年0.80 % 以内													

事 項	期 間	限 度 額
17 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を図るために必要な資金を、地域農業の担い手となる意欲ある農業者等に対し、令和8年度において総額2億5,000万円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	令和9年度 ～令和24年度	千円 25,692
	年次別内訳	
	令和9年度	3,072
	令和10年度	3,250
	令和11年度	3,250
	令和12年度	3,061
	令和13年度	2,722
	令和14年度	2,373
	令和15年度	2,025
	令和16年度	1,677
	令和17年度	1,328
	令和18年度	980
	令和19年度	720
	令和20年度	551
	令和21年度	389
	令和22年度	227
	令和23年度	64
	令和24年度	3
18 指定野菜価格安定対策資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証	令和8年度 ～令和9年度	737,738
19 契約指定野菜安定供給資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う契約指定野菜安定供給資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証	令和8年度 ～令和9年度	1,181
20 農業大学校改修事業 合志市	令和9年度	175,787
21 元三・木部地区農業生産基盤整備事業 熊本市	令和9年度	800,000
22 神崎・富新地区農業生産基盤整備事業 玉名市	令和9年度	228,000
23 第五玉名地区農業生産基盤整備事業 玉名市	令和9年度 ～令和13年度	4,160,000
	年次別内訳	
	令和9年度	600,000
	令和10年度	1,740,000
	令和11年度	1,120,000
	令和12年度	450,000
	令和13年度	250,000

事 項	期 間	限 度 額
24 長保地区農業生産基盤整備事業 玉名市	令和9年度 ～令和10年度	千円 1,718,000
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	570,000 1,148,000
25 明丑地区農業生産基盤整備事業 玉名市	令和9年度	228,000
26 菊池平野地区農業生産基盤整備事業 菊池市	令和9年度	170,000
27 宇土南部2期地区農業生産基盤整備事業 宇土市	令和9年度	140,000
28 教良木地区農業生産基盤整備事業 上天草市・天草市	令和9年度 ～令和11年度	1,500,000
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度 令和11年度	750,000 750,000
29 里浦地区農業生産基盤整備事業 宇城市	令和9年度	410,000
30 若洲地区農業生産基盤整備事業 宇城市・氷川町	令和9年度 ～令和11年度	1,980,000
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度 令和11年度	225,000 1,215,000 540,000
31 矢護川地区農業生産基盤整備事業 大津町	令和9年度	455,000
32 高原地区農業生産基盤整備事業 相良村	令和9年度	112,000
33 藤井・日置地区中山間地域総合整備事業 山鹿市	令和9年度	240,000
34 鍋倉地区中山間地域総合整備事業 菊池市	令和9年度	180,000

事 項	期 間	限 度 額
35 第二上益城中央地区中山間地域総合整備事業 甲 佐 町	令和 9 年度 ～令和10年度	千円 340,000
	年次別内訳 令和 9 年度 令和10年度	210,000 130,000
36 御岳地区中山間地域総合整備事業 山 都 町	令和 9 年度	120,000
37 芦北東部地区中山間地域総合整備事業 芦 北 町	令和 9 年度	210,000
38 国見地区中山間地域総合整備事業 芦 北 町	令和 9 年度	90,000
39 岩野地区中山間地域総合整備事業 水 上 村	令和 9 年度	310,000
40 上杉地区農村地域防災減災事業 熊 本 市	令和 9 年度 ～令和10年度	780,000
	年次別内訳 令和 9 年度 令和10年度	200,000 580,000
41 松原地区農村地域防災減災事業 宇 土 市	令和 9 年度 ～令和10年度	300,000
	年次別内訳 令和 9 年度 令和10年度	100,000 200,000
42 宇城海岸第二地区農村地域防災減災事業 宇土市・宇城市	令和 9 年度	50,000
43 砂川地区農村地域防災減災事業 宇 城 市	令和 9 年度 ～令和10年度	450,000
	年次別内訳 令和 9 年度 令和10年度	375,000 75,000
44 天草海岸地区農村地域防災減災事業 天 草 市	令和 9 年度	860,000
45 芦北第一地区農村地域防災減災事業 芦 北 町	令和 9 年度 ～令和10年度	830,100
	年次別内訳 令和 9 年度 令和10年度	270,700 559,400

事 項	期 間	限 度 額
46 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金を漁業者等に対し、令和8年度において総額8億円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給	令和9年度 ～令和28年度	千円 51,850
	年次別内訳	
	令和9年度	4,800
	令和10年度	4,800
	令和11年度	4,800
	令和12年度	4,640
	令和13年度	4,321
	令和14年度	4,001
	令和15年度	3,682
	令和16年度	3,363
	令和17年度	3,044
	令和18年度	2,725
	令和19年度	2,406
	令和20年度	2,087
	令和21年度	1,768
	令和22年度	1,448
	令和23年度	1,129
	令和24年度	873
	令和25年度	679
	令和26年度	896
	令和27年度	291
	令和28年度	97
47 漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が漁業経営維持安定資金を漁業者に対し、令和8年度において総額5,000万円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給	令和9年度 ～令和18年度	4,229
	年次別内訳	
	令和9年度	651
	令和10年度	651
	令和11年度	651
	令和12年度	604
	令和13年度	511
	令和14年度	418
	令和15年度	325
	令和16年度	232
	令和17年度	139
	令和18年度	47
48 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額216億5,000万円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	令和8年度 ～令和21年度	275,240

事 項	期 間	限 度 額
49 中小企業協同組合等設備投資促進利子助成 高度化に取り組む中小企業協同組合等が、経営革新計画に基づく設備投資のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合の中小企業協同組合等に対する利子助成	令和9年度 ～令和18年度	千円 12,004
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度 令和18年度	2,000 2,000 1,778 1,556 1,334 1,112 889 667 445 223
	10年以内	利子助成率 年1.0%以内
50 福岡事務所施設賃借	令和9年度 ～令和10年度	22,535
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	11,757 10,778
51 企業立地促進費補助	令和9年度 ～令和12年度	1,500,000
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	300,000 300,000 300,000 600,000
52 産業展示場施設整備事業 益城町	令和9年度 ～令和10年度	1,535,223
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	614,090 921,133
53 道路改築事業 (国道266号上1号橋) 上天草市	令和9年度 ～令和10年度	850,000
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	750,000 100,000
54 地域道路改築事業 (国道325号新菊池橋) 菊池市	令和9年度	830,000
55 地域道路改築事業 (国道389号下田南1号橋) 天草市	令和9年度 ～令和10年度	1,000,000
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	600,000 400,000

事 項	期 間	限 度 額
56 地域道路改築事業 (瀬田竜田線) 大 津 町	令和 9 年度	千円 30,000
57 セミコンテクノパーク周辺整備仮設事務所賃借	令和 9 年度 ～令和13年度	67,500
	年次別内訳 令和 9 年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度	15,000 15,000 15,000 15,000 7,500
58 周辺障害防止対策事業 (上鶴川砂防えん堤) 山 都 町	令和 9 年度	201,411
59 天草空港改修事業 天 草 市	令和 9 年度	141,359
60 街路事業費	令和 9 年度 ～令和11年度	1,300,000
	年次別内訳 令和 9 年度 令和10年度 令和11年度	200,000 400,000 700,000
61 県民総合運動公園整備事業 熊 本 市	令和 9 年度	330,000
62 警察関係業務	令和 9 年度	1,847,299
63 県立高等学校学習用端末購入費補助	令和 9 年度	135,000
64 県立高等学校仮設校舎賃借	令和 9 年度 ～令和12年度	902,770
	年次別内訳 令和 9 年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	275,594 413,391 128,271 85,514
65 熊本高校整備事業 熊 本 市	令和 9 年度	28,000
66 熊本西高校空調・照明設備改修事業 熊 本 市	令和 9 年度	86,848
67 八代農業高校泉分校整備事業 八 代 市	令和 9 年度	202,200

事 項	期 間	限 度 額
68 八代東高校衛生設備改修事業 八 代 市	令和 9 年度	千円 89,441
69 玉名高校整備事業 玉 名 市	令和 9 年度	899,932
70 玉名工業高校整備事業 玉 名 市	令和 9 年度	14,000
71 鹿本高校体育館改修事業 山 鹿 市	令和 9 年度	133,801
72 県立学校施設長寿命化プラン策定業務	令和 9 年度	4,500
73 盲学校整備事業 熊 本 市	令和 9 年度	21,000
74 大津支援学校整備事業 大 津 町	令和 9 年度	14,000
75 県立あしきた青少年の家改修事業 芦 北 町	令和 9 年度	46,953
76 県立美術館分館改修事業 熊 本 市	令和 9 年度	330,191
77 県立美術館本館改修事業 熊 本 市	令和 9 年度	27,397
78 中小企業等復旧・復興支援利子助成 復旧事業に取り組む中小企業者等が、中小企業等グループ施設等復旧整備補助金に係る自己負担分の費用を金融機関から借り入れた場合の中小企業者等に対する利子助成	令和 9 年度 ～令和28年度	2,511
期 間		年次別内訳
20年以内		令和 9 年度
		218
		令和10年度
		218
		令和11年度
		218
		令和12年度
		212
		令和13年度
		199
		令和14年度
		186
		令和15年度
		173
		令和16年度
		160
		令和17年度
		148
		令和18年度
		135
		令和19年度
		122
		令和20年度
		109
		令和21年度
		96
		令和22年度
		84
		令和23年度
		71
		令和24年度
		58
		令和25年度
		45
		令和26年度
		32
		令和27年度
		20
		令和28年度
		7

事 項	期 間	限 度 額
79 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	令和8年度 ～令和18年度	千円 元金 1,175,000,000 千円及びその利息に相当する金額
80 県有施設等管理業務	令和9年度	575
81 情報処理関連業務	令和9年度 ～令和13年度	1,853,197
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度	1,598,056 225,535 11,402 10,402 7,802
82 事務機器等賃借	令和9年度 ～令和15年度	3,559,029
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度	821,800 684,206 683,612 675,797 557,637 130,923 5,054

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
地域公共交通再構築事業費	千円 94,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他	年5.0% 以内	据置期間を含め 30年以内
障がい者福祉施設整備事業費	30,000	共団体金融機構、会社、その他	(ただし、利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
身体障害者福祉センタ一整備事業費	6,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った	償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
職業能力開発校整備事業費	914,000	(その他)	利率の見直しを行った 後においては、当該見直し後の利	
土地改良国庫補助事業費	2,656,000	工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。	率)	
農地海岸保全国庫補助事業費	359,000			
農地防災国庫補助事業費	659,000			
湛水防除国庫補助事業費	206,000			
造林国庫補助事業費	43,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とする		
林道国庫補助事業費	515,000			
治山国庫補助事業費	2,588,000			
保安林整備国庫補助事業費	162,000			
沿岸漁場整備国庫補助事業費	157,000			
漁港国庫補助事業費	349,000			
漁港海岸保全国庫補助事業費	54,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
U X イノベーションハブ 整備事業費	千円 195,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	年5.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げる ことによる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。
観光施設整備 事業費	116,000			
道路橋りょう 国庫補助事業費	6,045,000			
道路維持 国庫補助事業費	2,676,000			
河川 国庫補助事業費	1,614,000			
砂防 国庫補助事業費	1,927,000			
河川海岸保全 国庫補助事業費	152,000			
港湾建設 国庫補助事業費	1,047,000			
地区画整理 事業費	784,000			
街路 国庫補助事業費	585,000			
都市公園整備 事業費	406,000			
公営住宅 建設事業費	381,000			
空港直轄事業 負担金	12,000			
土地改良直轄事業 負担金	1,101,000			
農地海岸直轄事業 負担金	580,000			
道路直轄事業 負担金	7,678,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
河川直轄事業負担金	千円 3,875,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他	年5.0% 以内	据置期間を含め30年以内
砂防直轄事業負担金	758,000	(ただし、利率見直し)	半年賦元利均等償還又は元金均等	
港湾直轄事業負担金	1,138,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利	償還、満期一括償還等
耕地災害過年発生国庫補助事業費	1,082,000	(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れができる。	率)	ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
治山災害現年発生国庫補助事業費	2,000			
治山災害過年発生国庫補助事業費	254,000			
漁港災害現年発生国庫補助事業費	6,000			
公共土木現年発生国庫補助事業費	329,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額		
公共土木過年発生国庫補助事業費	4,629,000	をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とする		
教育施設過年発生国庫補助事業費	87,000	ことができる。		
議会棟整備費	57,000			
総合庁舎整備費	256,000			
県庁舎整備費	1,567,000			
県立劇場整備費	3,438,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
博物館ネットワークセンター整備事業費	2,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法)	年5.0% 以内 利率見直し 方式で借り 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同 発行を含む。) (その他)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
地域公共交通確保維持改善事業費	238,000			
ヘリコプターレン施設整備事業費	15,000			
防災施設整備事業費	12,000			
消防学校整備事業費	2,867,000			
総合相談所整備費	93,000			
児童福祉施設整備事業費	5,000			
清水が丘学園整備事業費	525,000			
被災者生活再建支援事業費	582,000			
精神保健福祉センター整備事業費	43,000			
地下水観測施設整備事業費	10,000			
動物愛護施設整備事業費	134,000			
保健所整備事業費	4,000			
技術短期大学校整備事業費	30,000			
農業公園整備事業費	296,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農業大学校整備事業費	千円 64,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他)	年5.0% 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをするとができる。
農業試験研究機関整備事業費	78,000			
畜産施設整備事業費	72,000			
単県農業農村整備事業費	75,000			
単県農地防災事業費	40,000			
単県林道整備事業費	28,000			
単県治山事業費	53,000			
林業研究・研修センター整備事業費	60,000	降に繰り下げる借り入れができる。		
森林公園整備事業費	2,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とする		
水産施設整備事業費	53,000			
単県漁港整備事業費	12,000			
水産研究センター整備事業費	71,000			
野外劇場整備事業費	3,000			
県有施設保全改修事業費	450,000			
電子入札システム整備事業費	113,000			
建設技術センター整備事業費	21,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
単県道路整備事業費	7,525,000 千円	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他	年5.0% 以内 (ただし、利率見直し)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等
単県河川整備事業費	7,334,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において	ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
単県砂防整備事業費	1,570,000	(その他)	工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れができる。	
単県河川海岸整備事業費	101,000			
単県港湾整備事業費	657,000			
天草空港整備事業費	17,000			
単県土地地区画整理事業費	371,000			
単県街路整備事業費	83,000			
単県公園整備事業費	30,000			
警察施設整備事業費	1,475,000			
交通安全施設整備事業費	923,000			
私立学校施設整備事業費	4,000			
県立高等学校整備事業費	6,723,000			
県立大学整備事業費	203,000			
文化財保存整備事業費	31,000			
社会教育施設整備事業費	180,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
県立美術館整備事業費	千円 10,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他)	年5.0% 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し後の利	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
耕過年発生単県地 災害復旧事業費	161,000 380,000			
治現年発生単県山 災害復旧事業費	23,000			
漁現年発生単県港 災害復旧事業費	2,000			
觀光施設現年発生単県 災害復旧事業費	50,000			
公共土木現年発生単県 災害復旧事業費	275,000			
警察施設過年発生単県 災害復旧事業費	14,000			
教育施設過年発生単県 災害復旧事業費	140,000			
調整債	2,942,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公事有林業整備費	71,000 千円	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げる借り入れができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0% 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 50年以内 年賦元利均等償 還又は元金均等償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>
計	88,915,000			

第 47 号

令和8年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

令和8年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 765,131千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 217
	1 一般会計繰入金	217
2 繰 越 金		6,852
	1 繰 越 金	6,852
3 諸 収 入		758,062
	1 貸付金元利収入	758,062
歳 入 合 計		765,131

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円
		11,023
2 公 債 費	1 中小企業振興資金	11,023
	1 公 債 費	748,366
3 諸 支 出 金		5,742
	1 繼 出 金	5,742
歳 出 合 計		765,131

第 48 号

令和8年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和8年度熊本県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 96,804千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 越 金		千円 22,264
	1 繰 越 金	22,264
2 諸 収 入		74,540
	1 貸付金元利収入	74,540
歳 入 合 計		96,804

歳 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		千円 96,804
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金	96,804
歳 出 合 計		96,804

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金貸付	令和9年度	千円
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき実施する母子及び父子並びに寡婦に対する技能習得資金、生活資金、修学資金及び修業資金等の貸付け	～令和14年度	378,114
	年次別内訳	
	令和9年度	63,019
	令和10年度	63,019
	令和11年度	63,019
	令和12年度	63,019
	令和13年度	63,019
	令和14年度	63,019

第 49 号

令和8年度熊本県収入証紙特別会計予算

令和8年度熊本県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,700,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 証 紙 収 入		千円 2,455,310
	1 証 紙 収 入	2,455,310
2 繰 越 金		244,690
	1 繰 越 金	244,690
歳 入 合 計		2,700,000

歳　　出		
款	項	金　　額
1　諸　支　出　金		千円
		2,700,000
	1　繰　出　金	2,700,000
歳　　出　　合　　計		2,700,000

第 50 号

令和8年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

令和8年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 363,159千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財 産 収 入		千円
		180,904
	1 財 産 運 用 収 入	450
	2 財 産 売 払 収 入	180,454
2 繰 入 金		
		111,406
	1 一 般 会 計 繰 入 金	96,348
	2 基 金 繰 入 金	15,058
3 繰 越 金		
		70,849
	1 繰 越 金	70,849
歳 入 合 計		363,159

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 363,159
	1 高 等 学 校 費	363,159
歳 出 合 計		363,159

第2表 債務負擔行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	令和9年度 ～令和15年度	千円 2,782
	年次別内訳	
	令和9年度	428
	令和10年度	428
	令和11年度	428
	令和12年度	428
	令和13年度	428
	令和14年度	428
	令和15年度	214

第 51 号

令和8年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

令和8年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,643,933千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 963,250
	1 使用料	963,250
2 繰入金		1,357,685
	1 一般会計繰入金	1,357,685
3 諸収入		14,298
	1 雜入	14,298
4 県債		1,308,700
	1 県債	1,308,700
歳入合計		3,643,933

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円
		1,745,567
2 公 債 費	1 港 湾 費	1,745,567
	1 公 債 費	1,898,366
歳 出 合 計		3,643,933

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
港湾整備事業費	1,308,700 千円	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げる借り入れができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>

第 52 号

令和8年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算

令和8年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,388,195千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財産 収入		千円 39,614
	1 財産 運用 収入	39,614
2 繰越金		348,581
	1 繰越金	348,581
3 県債		1,000,000
	1 県債	1,000,000
歳入合計		1,388,195

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円
		1,334,221
2 公 債 費	1 港 湾 費	1,334,221
	1 公 債 費	53,974
歳 出 合 計		1,388,195

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
八代臨海工業用地 造 成 事 業 費	千円 1,000,000	<p>(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他</p> <p>(借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他)</p> <p>工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げる借 り入れができる。</p> <p>発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>

第 53 号

令和8年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

令和8年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,305,431千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財産 収入		千円 905,000
	1 財産 売 払 収入	905,000
2 繰 越 金		431
	1 繰 越 金	431
3 県 債		1,400,000
	1 県 債	1,400,000
歳 入 合 計		2,305,431

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円
		1,400,000
2 公 債 費	1 道 路 橋 り よ う 費	1,400,000
	1 公 債 費	905,431
歳 出 合 計		2,305,431

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
国直轄道路用地先行取得事業費	千円 1,400,000	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げる借り入れができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め15年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>

第 54 号

令和8年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

令和8年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 476,555千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財産収入		千円 1,477
	1 財産運用収入	1,477
2 繰越金		16,496
	1 繰越金	16,496
3 諸収入		458,582
	1 貸付金元利収入	458,582
歳入合計		476,555

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 476,555
	1 育 英 資 金	476,555
歳 出 合 計		476,555

第 55 号

令和8年度熊本県林業改善資金特別会計予算

令和8年度熊本県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 701,979千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円
		1,249
	1 一般会計繰入金	1,249
2 繰 越 金		220,389
	1 繰 越 金	220,389
3 諸 収 入		480,341
	1 貸付金元利収入	331,091
	2 雜 入	149,250
歳 入 合 計		701,979

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 農 林 水 產 業 費		701,611
	1 林 業 改 善 資 金	701,611
2 諸 支 出 金		368
	1 繰 出 金	368
歳 出 合 計		701,979

第 56 号

令和8年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和8年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 155,822千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 越 金		千円 115,840
	1 繰 越 金	115,840
2 諸 収 入		39,982
	1 貸付金元利収入	39,982
歳 入 合 計		155,822

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円
		155,822
	1 沿岸漁業改善資金	155,822
歳 出 合 計		155,822

第 57 号

令和8年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算

令和8年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 361,594千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 越 金		千円 29,824
	1 繰 越 金	29,824
2 諸 収 入		331,770
	1 貸付金元利収入	331,770
歳 入 合 計		361,594

歳 出		
款	項	金 額
1 総務費		千円 300,094
	1 市町村振興資金	300,094
2 諸支出金		61,500
	1 繰出金	61,500
歳出合計		361,594

第 58 号

令和8年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

令和8年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めると
ころによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,423,529千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」に
による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する
行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目
的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財産収入		千円 32,550
	1 財産運用収入	32,550
2 繰入金		617,541
	1 一般会計繰入金	617,541
3 繰越金		67,438
	1 繰越金	67,438
4 県債		2,706,000
	1 県債	2,706,000
歳入合計		3,423,529

歳　　出		
款	項	金　　額
1　商　　工　　費		千円 3,352,522
	1　工　鉱　業　費	3,352,522
2　公　　債　　費		51,700
	1　公　債　費	51,700
3　諸　支　出　金		19,307
	1　繩　出　金	19,307
歳　　出　　合　　計		3,423,529

第2表 債務負擔行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
新規工業団地造成事業 八 代 市	令和 9 年度	千円 1,248,000

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
用地造成事業費	2,706,000 千円	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げる借り入れができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0% 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>

第 59 号

令和8年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算

令和8年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,067,985千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に
による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすこ
とができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2
表 地方債」による。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 チッソ貸付費		千円 107,322
	1 諸 収 入	107,322
2 水俣病問題解決支援財団出資費		23,716
	1 繰 入 金	23,716
3 支 援 措 置 費		1,180,483
	1 国 庫 支 出 金	429,285
	2 繰 入 金	645,198
	3 県 債	106,000
4 一時金支払関係費		756,464
	1 繰 入 金	756,464
歳 入 合 計		2,067,985

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 チ ッ ソ 貸 付 費		536,607
	1 公 債 費	536,607
2 水俣病問題解決支援 財 団 出 資 費		23,716
	1 公 債 費	23,716
3 支 援 措 置 費		751,198
	1 環 境 費	106,000
	2 公 債 費	645,198
4 一 時 金 支 払 関 係 支 援 費		756,464
	1 公 債 費	756,464
歳 出 合 計		2,067,985

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
チッソ特別 貸付資金	千円 106,000	(借入先) 財務省、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 20年以内 半年賦元利均等 償還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

第 60 号

令和8年度熊本県公債管理特別会計予算

令和8年度熊本県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 126,838,079千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財産収入		千円 728,756
	1 財産運用収入	728,756
2 繰入金		67,926,723
	1 一般会計繰入金	45,889,723
	2 基金繰入金	22,037,000
3 県債		58,182,600
	1 県債	58,182,600
歳入合計		126,838,079

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		千円 126,838,079
	1 公 債 費	126,838,079
歳 出 合 計		126,838,079

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
借換債	千円 58,182,600	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利 率)	借り入れの年から据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。

第 61 号

令和8年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度熊本県の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 173,825,784千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 46,217,980
	1 負 担 金	46,217,980
2 国 庫 支 出 金		50,797,808
	1 国 庫 負 担 金	31,913,447
	2 国 庫 補 助 金	18,884,361
3 財 産 収 入		131,931
	1 財 産 運 用 収 入	131,931
4 繰 入 金		10,241,608
	1 一般会計繰入金	9,941,608
	2 基 金 繰 入 金	300,000
5 諸 収 入		66,436,457
	1 雜 入	66,436,457
歳 入 合 計		173,825,784

歳 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		千円 173,649,694
	1 社 会 福 祉 費	173,649,694
2 衛 生 費		176,090
	1 公 衆 衛 生 費	176,090
歳 出 合 計		173,825,784

第 62 号

令和8年度熊本県下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度熊本県下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 関連市町村数	11市町村
(2) 年間総処理水量	33,264,196 m ³
(3) 1日平均処理水量	91,135 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 熊本北部流域下水道建設事業	936,500千円
ロ 球磨川上流流域下水道建設事業	446,500千円
ハ 八代北部流域下水道建設事業	268,500千円
ニ 特定公共下水道建設事業	1,305,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		3,570,902千円
第1項 営業収益		2,165,886千円
第2項 営業外収益		1,405,016千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		3,439,661千円
第1項 営業費用		3,340,403千円
第2項 営業外費用		99,258千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額901,287千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,379千円、過年度分損益勘定留保資金436,908千円及び繰越工事資金435,000千円で補てんするものとする。)。

	収	入
第1款 資本的収入		2,630,525千円
第1項 企業債		975,580千円
第2項 他会計補助金		10,604千円
第3項 他会計借入金		14,385千円
第4項 補助金		1,258,750千円
第5項 負担金		362,345千円
第6項 長期貸付金償還金		8,861千円
	支	出
第1款 資本的支出		3,531,812千円
第1項 建設改良費		3,051,946千円
第2項 企業債償還金		471,005千円
第3項 他会計借入金償還金		8,861千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
熊本北部流域下水道建設事業 (遠方監視設備等改築工事等) 熊 本 市	令和9年度 ～令和10年度	千円 3,328,500
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	1,836,750 1,491,750
球磨川上流流域下水道建設事業 (遠方監視設備改築更新工事等) 錦 町	令和9年度 ～令和10年度	1,397,000
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	746,000 651,000
八代北部流域下水道建設事業 (遠方監視設備機能増設・改修 工事等) 八 代 市	令和9年度 ～令和10年度	3,227,000
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	1,413,000 1,814,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
熊本北部流域 下水道事業費	208,000 千円	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができ る。
球磨川上流流域 下水道事業費	99,000			
八代北部流域 下水道事業費	54,000			
特定公共下水道 事業費	613,000			
借換債	1,580			
計	975,580			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め
る。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 下水道事業費用

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら
ない。

(1) 職員給与費

75,366千円

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 63 号

令和8年度熊本県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 151,293,000kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			3,930,842千円
第1項 営業収益			3,885,500千円
第2項 営業外収益			45,342千円
	支	出	
第1款 事業費			2,577,715千円
第1項 営業費用			2,190,665千円
第2項 営業外費用			347,050千円
第3項 予備費			40,000千円
(資本的収入及び支出)			

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,492,718千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額50,852千円、過年度分損益勘定留保資金1,941,866千円及び地域振興積立金500,000千円で補てんするものとする。)。

	収	入	
第1款 資本的収入			0千円
	支	出	
第1款 資本的支出			2,492,718千円
第1項 建設改良費			509,376千円
第2項 投資			500,000千円
第3項 企業債償還金			933,342千円
第4項 他会計への繰出金			500,000千円
第5項 予備費			50,000千円
(債務負担行為)			

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和9年度 ～令和10年度	千円 284,675
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	144,675 140,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事 業 費

第1項 営 業 費 用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 493,865千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 64 号

令和8年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水箇所数	37箇所
(2) 年間総給水量	9,732,725 m ³
(3) 一日平均給水量	26,665 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		1,162,385千円
第1項 営業収益		763,847千円
第2項 営業外収益		398,538千円
	支	出
第1款 事業費		1,284,647千円
第1項 営業費用		1,237,869千円
第2項 営業外費用		36,778千円
第3項 予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額62,498千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36,670千円及び過年度分損益勘定留保資金25,828千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		566,640千円
第1項 企業債		378,000千円
第2項 長期借入金		96,412千円
第3項 補助金		82,851千円
第4項 会計内返還金		7,749千円
第5項 雜収入		1,628千円
	支	出
第1款 資本的支出		629,138千円
第1項 建設改良費		388,372千円
第2項 企業債償還金		218,017千円
第3項 長期借入金償還金		7,749千円
第4項 予備費		15,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新規工業用水道事業関係業務	令和9年度 ～令和11年度	千円 14,242,316
	年次別内訳	
	令和9年度	3,476,073
	令和10年度	8,880,843
	令和11年度	1,885,400

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業 設備更新等事業	千円 156,000	(借入先) 銀行、地方公共団体金融機構、財務省、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 工事、財政その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができ る。
新規工業用水道事業	222,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

(他会計からの補助金)

103,166千円

第10条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
136,880千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 65 号

令和8年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容台数	335台
(2) 年間総駐車台数	214,000台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			118,822千円
第1項 営業収益			111,240千円
第2項 営業外収益			7,582千円
	支	出	
第1款 事業費			29,068千円
第1項 営業費用			28,012千円
第2項 営業外費用			56千円
第3項 予備費			1,000千円
(資本的収入及び支出)			

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額50,707千円は、過年度分損益勘定留保資金707千円及び地域振興積立金50,000千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			0千円
	支	出	
第1款 資本的支出			50,707千円
第1項 他会計への繰出金			50,000千円
第2項 企業債償還金			707千円
(一時借入金)			

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は10,000千円と定める。

(1) 第3条 支出

第1款 事業費
第1項 営業費用
第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,235千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 66 号

令和8年度熊本県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数 150床

(2) 年間患者数

入院 33,580人

外来 21,690人

(3) 一日平均患者数

入院 92人

外来 90人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益 1,704,475千円

第1項 医業収益 700,198千円

第2項 医業外収益 1,004,277千円

支 出

第1款 病院事業費用 1,703,417千円

第1項 医業費用 1,693,451千円

第2項 医業外費用 9,466千円

第3項 予備費 500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額360,866千円は、当年度分損益勘定留保資金112,461千円及び減債積立金248,405千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 45,000千円

第1項 企業債 45,000千円

支 出

第1款 資本的支出 405,866千円

第1項 建設改良費 47,634千円

第2項 企業債償還金 353,232千円

第3項 予備費 5,000千円

(積立金の目的外使用)

第5条 利益積立金のうち248,405千円を減債積立金に目的外使用する。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業設備等 更 新 事 業	45,000 千円	(借入先) 銀行、地方公共団体金融機構、財務省、会社、その他 (借入方法) 証券借入又は証券発行 (その他) 工事、財政その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを するこ とが き る。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,045,651千円

(2) 交際費 50千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木村 敬

発行者：熊本県
所屬：財政課
発行年度：令和7年度